



6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく！

「現況届」は、毎年6月1日を基準日として、受給している方の児童の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を受ける要件を満たしているか審査する大切な届出です。提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

児童手当「現況届」受付期間及び場所

受付期間	対象行政区	受付場所
6月19日(水) 6月20日(木)	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原	本庁舎(東棟) 2階 児童家庭課 窓口 午前8時30分～ 午後5時15分
6月21日(金) 6月24日(月)	平敷屋、内間、平安名、南風原、浜、比嘉、津堅、照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計	
6月25日(火) 6月26日(水) 6月27日(木) 6月28日(金)	具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、江洲、宮里、喜仲、上江洲、大田、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道、みどり町1・2、みどり町3・4、みどり町5・6	

※混雑を避けるため、地域ごとに指定日を設けていますが、指定された日に提出できない方は、都合の良い日を選び期間内に提出をお願いします。

※郵送で受付ができる方には、返信用封筒を同封しています。窓口の混雑を避けるため可能な限り郵送での提出をお願いします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※対象となる受給者への案内通知は、6月11日前後に発送を予定しております。

※審査結果により、受給者変更の手続きが必要となる場合があります。

※現況届を提出しないまま2年が経過すると時効が適用され、手当を受ける権利がなくなってしまいます。

【提出書類】

※全員が必要なもの

- 現況届
- 受給者の健康保険証のコピー (国保加入者、生活保護受給者は省略可)

※状況により必要となるもの

- 別居監護申立書 (別居している児童がいる場合)
- 養育申立書 (子以外の児童を養育している場合)

○児童の住民票謄本(個人番号入り) (市外に別居している児童がいる場合) など

家庭の状況によって提出する書類が異なります。ご不明な点は児童家庭課までお問い合わせください。



児童手当

こんな時には手続きが必要です。

家庭内の状況や養育状況などが変わった時は、児童家庭課で手続きが必要です。

児童手当の支給は、原則として手続きを行った日の属する月の翌月分からの支給となります。**手続き**

が遅れると、手当を受けられない月が発生する場合や手当を返還していただく場合がありますので

ご注意ください。

主な手続きは下記のとおりですが、家庭内の状況が変わった時は、早めに児童家庭課までお問い合わせください。

- 赤ちゃんが生まれたとき
- 市外から転入したとき、市外へ転出するとき
- 受給者と児童の住所が別になったとき
- 養育している児童の人数が変わったとき
- 結婚、離婚、養子縁組など戸籍に変更があったとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき など

児童手当 振込予定日	支給する手当
令和元年 6月10日(月)	2月～5月分
令和元年10月10日(木)	6月～9月分
令和2年 2月10日(月)	10月～1月分



【お問合せ先】 児童家庭課 児童係 ☎973-4983

「わくわく」こどもだより

今月から、こどもに関する情報を発信するため『「わくわく」こどもだより』の掲載をスタートします。不定期での掲載にはなりますが、子育てに必要な情報を発信していきますのでご活用下さい。

今がチャンス!! 保育士集まれ!!

離職している保育士等が保育所等へ再就職することを促進し、人材の確保を図るための支援金です。

支援金 100,000円

1. 対象者: 保育士、保育教諭、幼稚園教諭 (以下「保育士等」)
2. 交付条件 (次の①、②、③の条件をすべて満たす者)
 - ① 私立認可保育園、小規模保育事業者、認定こども園、公立保育所及び公立幼稚園 (以下「保育所等」) を離職後1年以上経過した者。又は資格取得後1年以上保育所等で勤務経験がない者。
 - ② うるま市内の保育所等へ再就職した後、6ヶ月以上継続して勤務した者。
 - ③ 一日6時間以上勤務し、かつ、月20日以上勤務している者。

【問い合わせ先】
保育幼稚園課 ☎ 973-5427



保育所等の『主食費』と『給食費』の助成スタート!

平成31年4月より保育所等の『主食費』と『給食費』の助成が始まりました。

『主食費』の助成

- 市内の公立保育所、私立認可保育園及び認定こども園に通う3歳児以上の児童の主食費として、**1人当たり月額500円**を助成します。
※主食費とは、ご飯などに係る費用のことで、おかずなどに係る費用は副食費となります。
※市から保育園等へ直接支払われます。

『給食費』の助成

- 市内の公立幼稚園の預かり保育を利用する児童の幼稚園給食費として、**1人当たり月額500円**を助成します。※市への申請が必要です。
- 現在行っている市内の認可外保育園へ通う児童の給食費の補助を **1人当たり1日25円増額**します。
※市から保育園等へ直接支払われます。



【問い合わせ先】 保育幼稚園課 ☎973-5427